

交渉(全労働京都支部)議事概要(平成 25 年 3 月 7 日)

京都労働局(当局)は、平成 25 年 3 月 7 日(木)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1 【全労働京都支部】

行政運営に必要な定員を十全に確保すること。また、新規採用抑制方針は国民の権利保障を担う行政体制に大きな影響を与えるとともに、厳しい新規学卒者の就職に悪影響を与えるため、見直していただきたい。

【当局】

厳しい雇用情勢の下、労働行政の重要課題の実施に当たる監督署・安定所の体制整備が不可欠であることは言うまでもない。

当局としては、引き続き本省に厳しい職場の現状を訴えて行くとともに、再任用職員の確保など出来る限りの手立てを尽くして行政体制の確保に取り組んでいきたい。

2 【全労働京都支部】

昨年 4 月から実施されている給与改定臨時特例法による給与の減額措置を廃止するとともに、国家公務員の給与や諸手当を、複雑・困難な職務実態に見合った賃金水準に改善していただきたい。また、昨年 11 月に成立した国家公務員退職手当法の見直しを行い、公務の特殊性に見合った制度・水準に改善していただきたい。

【当局】

給与の引下げや昇給・昇格制度の見直しは、職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、士気にもかかわるものであると認識している。

当局としては、職場の実情や職員の給与の支給実態、生活実態等を踏まえた適切な措置が講じられるよう本省や人事院に要望を伝えていきたい。

退職手当については、国家公務員の特殊性や職務の複雑・困難性、中立性を評価しての議論がなされるよう、関係機関に要望を伝えていきたい。

3 【全労働京都支部】

非常勤職員が、働きがいをもって安心して働き続けられるよう給与や諸手当の処遇改善を行うこと。特に、交通費の早急な改善を求める。また、夏季休暇、病気休暇等、有給による正規職員と均等な休暇制度を実現していただきたい。

【当局】

非常勤職員は貴重な戦力としてその重要性はますます高まっている。非常勤職員の処遇や制度の改善に向けて、関係機関に要望を伝えていきたい。